

第 19 次

いわき市水道事業経営審議会の概要



いわき市水道局

目 次

1	いわき市水道事業経営審議会の概要	1 頁
2	審議会設置の経緯	2 頁
3	第18次審議会（前回）からの答申の概要	4 頁
4	第19次審議会（今回）の審議内容	5 頁
5	第19次審議会開催予定	13 頁
6	第19次審議会委員名簿	14 頁

1 いわき市水道事業経営審議会の概要

○ いわき市水道事業経営審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 いわき市水道事業の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※ 本則のみ抜粋しています。

2 審議会設置の経緯

(1) 過去の審議会

昭和46年に第1次審議会を設置し、これまで18次にわたり審議会を設置してきました。

第1次審議会から第7次審議会（平成10年度設置）までは、概ね水道料金改定が必要となった場合に、料金制度や料金改定等について審議していただいておりますが、第8次審議会からは、水道事業経営全般の事項に拡大して審議していただいております。

(2) 審議会設置の目的

- ・ 利用者の視点に立った水道サービスの提供や、情報を積極的に公開して市民と水道局の双方向の情報交換を深めるため。
- ・ 事業の効率化を図り、健全経営を維持する観点から、事業経営の監視機能としての役割。

(参考) 昭和46年からの経営審議会の経過

	設置期間	諮問事項	料金 平均 改定率	料金算定期間
第1次 審議会	昭和46年7月24日 ） 昭和46年9月4日	・適正な水道事業経営のあり方について	34.42%	昭和47年1月1日 ） 昭和52年3月31日
第2次 審議会	昭和50年2月15日 ） 昭和50年7月25日	・いわき市水道事業財政健全化の対策について	72.02%	昭和50年11月1日 ） 昭和53年3月31日
第3次 審議会	昭和54年1月18日 ） 昭和54年3月30日	・水道経営のあり方について ・水道料金制度について	26.39%	昭和54年10月1日 ） 昭和57年3月31日
第4次 審議会	昭和56年7月2日 ） 昭和56年10月26日	・水道運営のあり方について ・水道料金等の制度について	26.68%	昭和57年4月1日 ） 昭和60年3月31日
第5次 審議会	昭和60年7月15日 ） 昭和60年10月18日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について	14.87%	昭和61年4月1日 ） 平成元年3月31日
第6次 審議会	平成7年4月26日 ） 平成7年7月24日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について	26.00%	平成7年12月1日 ） 平成11年3月31日
第7次 審議会	平成10年5月13日 ） 平成10年8月27日	・水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について	13.16%	平成12年4月1日 ） 平成15年3月31日
第8次 審議会	平成12年11月21日 ） 平成14年10月15日	・水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について	—	—

(前ページからの続き)

	設置期間	諮問事項	料金 平均 改定率	料金算定期間
第9次 審議会	平成14年11月1日 ） 平成16年10月31日	・水道料金制度について	—	—
第10次 審議会	平成16年11月1日 ） 平成18年10月31日	水道事業経営全般について ・行政機構改革について ・水道料金制度について	9.82%	平成19年4月1日 ） 平成23年3月31日
第11次 審議会	平成18年11月1日 ） 平成20年10月31日	水道事業経営全般について ・水道料金制度に係る段階制、 逡増制について	—	—
第12次 審議会	平成20年11月1日 ） 平成22年10月31日	水道事業経営のあり方について ・次期中期経営計画について ・水道料金制度について	—	—
第13次 審議会	平成22年11月1日 ） 平成24年10月31日	水道事業経営のあり方について ・水道料金制度について ・その他水道事業経営のあり方について	—	—
第14次 審議会	平成24年11月1日 ） 平成26年10月31日	・水道事業経営全般について	—	—
第15次 審議会	平成26年11月20日 ） 平成28年11月19日	今後の水道事業経営について ・新たな基本計画について ・次期中期経営計画について ・その他（上記に附随して必要となる事項）	—	—
第16次 審議会	平成29年12月1日 ） 令和元年11月30日	今後の水道事業経営について ○水道事業経営全般について ・新・いわき市水道事業経営プランの進行管理について ・その他経営に関する諸問題等について	—	—
第17次 審議会	令和元年12月1日 ） 令和3年11月30日	今後の水道事業経営について ・新たな経営計画について ・その他経営に関する諸問題について	—	—
第18次 審議会	令和4年1月20日 ） 令和6年1月19日	今後の水道事業経営について ・いわき水みらいビジョン2031の取組状況について ・その他経営に関する諸課題等について	—	—

3 第18次審議会（前回）からの答申の概要（令和5年12月25日答申）

【経過】

令和4年7月に、市長から審議会に対して「今後の水道事業経営について」諮問し、審議会は、当該諮問事項について、諮問後7回にわたり会議を開催して審議を続けてきました。去る令和5年12月25日（月）に、その内容がまとまったことから、審議会から市長に対して答申がなされました。

- ・ いわき水みらいビジョン2031（計画期間：令和4～13年度）に基づく令和4年度の取組状況については、「安全」「強靱」「持続」の3つの方向性ごとに展開する66事業の進捗状況を確認した。
- ・ 特に重要な事業として位置付けた9つの主要事業については、安定供給に欠くことができない「老朽管更新事業」、令和元年東日本台風の経験を踏まえた「水道施設津波・浸水対策事業」などについては計画どおり進捗しており、一部の事業についても、世界的な半導体等供給不足の影響により事業繰越となり進捗に遅れが生じているものの、令和5年度には完了する見込みであることから、おおむね計画どおり事業が進捗していることを確認した。
- ・ 経営効率化の取組については、「水道施設の適正化・効率化の取組」、「水道施設の更新需要等経費節減の取組」、「財源確保及び業務改善の取組」、「効率的な組織体制の構築の取組」に位置付けられる15の事業について、令和4年度の効果額の実績は合計13億5千万円であり、計画で見込んだ取組が着実に実行されていることを確認した。
- ・ 計画期間の財政収支見通しについては、同ビジョンにおける財政収支計画について、令和4年度決算及び令和5年度当初予算を反映した収支見通しによると、電気料金の高騰に伴う動力費の増等により、計画期間後半の初年度である令和9年度に生じることが避けられない見込みとされていた資金不足額がさらに1億7千万円増加する見込みとされており、厳しい財政状況であることには変わりはないことを確認した。
- ・ 今後、計画期間の中間地点である令和8年度には、事業の現状と課題を踏まえた上で、同ビジョンを見直すこととし、その際には水道料金水準の見直しや企業債充当率の見直しの検討、併せて、安定経営に資する料金体系となるよう料金制度全体のあり方についての検討を行う必要があるとしており、本審議会においても、次期以降に設置する審議会で審議する必要があることを確認した。
- ・ 本審議会としては、以上の確認を踏まえ、同ビジョンに定める将来像の実現に向け、今後も経営環境の変化を的確に捉えながら、持続可能な経営基盤の確立に努めることと併せて、実施した事業の進捗や成果をはじめ、経費節減の取組、料金水準の見直しが必要な状況などの水道事業経営に関する情報のほか、災害時の情報など、市民が必要とする情報を積極的かつ分かりやすく情報発信することを望むものである。

4 第19次審議会（今回）の審議内容

(1) いわき水みらいビジョン2031の取組状況について

本市の水道事業は、水道料金収入が減少する一方で施設の更新需要が増加するなど、厳しい経営環境にあります。このような状況に対応するため、令和4年1月に「いわき水みらいビジョン2031（計画期間：令和4～13年度）」を策定し、目指すべき将来像の実現に向けた歩みを着実に進めるため、安定供給に欠くことができない「老朽管更新事業」や、令和元年東日本台風の経験を踏まえた「水道施設津波・浸水対策事業」などを実施しているところですが、予定する事業を実施した場合、令和9年度には資金不足が生じることが避けられない見込みとなっています。

加えて、昨今のエネルギー価格の高騰をはじめとする社会経済情勢の影響により、財政収支の見通しはさらに厳しい状況となっています。

このため、ビジョンで掲げた

① 目指すべき将来像を達成するための施策の実施

② 水道施設の統廃合や適正化などの経営効率化の取組の着実な実施

が必要となり、加えて、

③ 更なる収入増加、経費節減に向けた取組についての検討、実施

を進めた上で、経営環境の変化を的確に捉えながら、持続可能な経営基盤の確立に努めていく必要があります。

① ビジョンに基づく令和5年度及び令和6年度の施策（66）の取組状況について、水道局が自己点検を行い、評価した結果を基に審議していただき、御意見をいただきます（特に重要な事業として位置付けた9つの主要事業については、事業ごとに評価結果を御確認していただきます。）。

また、頂いた御意見や改善策については、今後の経営計画や翌年度以降の計画・予算に反映させていきます。

② ビジョンに位置付けた令和5年度及び令和6年度の経営効率化の取組状況について、「水道施設の適正化・効率化の取組」、「水道施設の更新需要等経費節減の取組」、「財源確保及び業務改善の取組」、「効率的な組織体制の構築の取組」の4つの取組や取組に位置付けた15の事業ごとに、取組の実績や効果額などを御確認していただきます。

③ 令和9年度以降の資金不足に向けた対応として、更なる経営改善策も必要な状況にあることから、収入増加に向けた取組と、経費節減に向けた取組の両面から検討、実施していくこととしています。令和5年度及び令和6年度に実施した取組の内容や実施効果などについて、御確認していただきます。

※ この取組については、②ビジョンに位置付けた水道施設の統廃合などの経営効率化の取組を着実に実施することを基本とした上で、それ以外の、計画に位置付けていない取組についても検討、実施していくものです。

【参考】 いわき水みらいビジョン2031の概要（計画期間：令和4年度から令和13年度）

1 基本理念、観点、将来像

・基本理念：「未来に引き継ぐいわきの水道」 ～安全でおいしい水を必要なだけ～

従前からの基本理念を継承し、厚生労働省が新水道ビジョンに示す水道の理想像を実現するために掲げた「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、本市水道事業の目指すべき将来像を導き出し、各種事業に取り組みます。

- (1) 「安全」の将来像：安全を確保し、おいしい水道水を供給できる水道
- (2) 「強靱」の将来像：災害に強い水道システムを構築し、確実な給水ができる水道
- (3) 「持続」の将来像：供給体制の持続性を確保し、安定的な経営基盤を確立できる水道

2 現状と課題

人口減少に伴う水需要の減少が続いており、水道料金収入が減少する一方、老朽化する施設の更新需要が高まるなど、経営環境が厳しい状況にある中、頻発化・激甚化する様々な自然災害へのより一層の対策が必要となっています。

- ・地震対策（耐震化）
- ・水道施設の長寿命化対策
- ・相互融通体制の構築によるバックアップ機能の強化
- ・施設の老朽化に伴う適正更新
- ・津波・浸水対策
- ・土砂災害対策
- ・停電対策

3 主に取り組む事業

(1) これまでの安定供給に欠くことができない事業

・基幹浄水場連絡管整備事業

東日本大震災では、中央台地区の断水解消に期間を要したことなどから、非常時においても安定した給水を確保するため、浄水場間で連絡管等の整備を進め、相互融通体制を構築します。

整備幹線名等	H15	～	H28	～	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	バックアップ可能地区
平・鹿島水系幹線	→													小名浜・内郷地区
鹿島・常磐水系幹線	→													常磐地区
中部配水池	→													各水系（平浄水場除く）

・その他、浄水場再整備事業、水道施設更新事業、水道施設耐震化事業、重要給水施設配水管整備事業、老朽管更新事業

(2) 新たに加えた災害対策事業

・水道施設津波・浸水対策事業

・水道施設土砂災害対策事業

・水道施設停電対策事業

4 経営効率化の取組

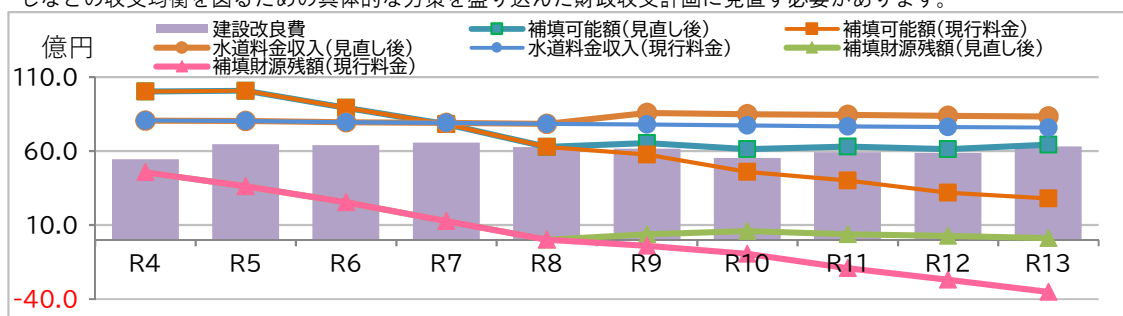
- ・これまでも、浄水場運転管理業務の民間委託や水道料金に関わる営業部門業務の包括委託による職員の削減、また、企業債借入の抑制による支払利息の縮減を図るなど、経営効率化の取り組みを推進してきました。
- ・本ビジョン策定に当たっても、水道施設の延命化による更新需要の見直し（施設の使用年数を最大限まで延長）、水道施設の統廃合や適正化などの経営効率化を図ったことにより、向こう50年間で約722億円の縮減を見込んでいます。

〔 水道施設の統廃合による縮減額 270億円
 水道施設の適正化（ダウンサイジング）による縮減額 452億円 〕 722億円 ⇒ 令和4年度は13.5億円の縮減を達成

経営効率化の取組	事業名
水道施設の適正化・効率化の取組	No.15 水道施設のダウンサイジングの検討、No.16 水道施設の効率的な運用、No.38 漏水防止対策事業
水道施設の更新需要等経費節減の取組	No.15 水道施設のダウンサイジングの検討（再掲）、No.36 水道施設長寿命化計画の推進、No.57 発生抑制を主眼とした3Rの推進と適正処理
財源確保及び業務改善の取組	No.45 将来の事業環境を見据えた水道料金制度の検討、No.46 財政収支計画の推進、No.47 企業債管理の適正化、No.48 アセットマネジメントの活用推進、No.49 財政支援等の要望と新たな財源確保の推進、No.50 新たな官民連携による業務改善の検討、No.51 業務改善の推進、No.53 ICT活用による業務の効率化の検討
効率的な組織体制構築の取組	No.43 効率的な組織機構の検討と適切な人員管理、No.44 職員教育の充実と求められる技術力の確保

5 財政収支見通しについて

- ・収益的収支：収入（885.6億円）、支出（860.0億円）、純利益合計（25.6億円）となる見込みです。
 - ・資本的支出：収入（280.6億円）、支出（798.4億円）、収支不足額（517.8億円）となる見込みです。
- 目指すべき将来像の実現に向けて、水道施設津波・浸水対策事業などを計画通り実施した場合、令和9年度から資金不足が生じる見通しです。このため、令和8年度には、事業の現状と課題等を踏まえた上で、水道料金水準や企業債充当率の見直しなどの収支均衡を図るための具体的な方策を盛り込んだ財政収支計画に見直す必要があります。



(2) 水道料金体系のあり方について

本市の水道料金体系については、全国でも多くの事業者が採用している口径別料金体系、基本料金と水量料金（従量料金）の二部料金制であり、その比率についてはおおむね3対7としていますが、水需要の減少に伴い水道料金収入も減少している現状においては、料金原価の9割程度を占める固定的な経費を基本料金で安定的に回収できないなどの課題があります。

今後も水需要の減少が予測される中で、水道事業を行うためのこうした必要な経費を確実に回収するためには、基本料金と水量料金の割合を見直すなど、

水需要の増減に影響されにくい料金体系を構築する

必要があります。

本市の料金制度については、これまでも審議会にて審議を重ねてきた経過がありますが、引き続きの検討課題とされています（第11次、第12次、第15次、第16次にて審議を実施）。

第18次審議会においては、第16次審議会の答申及び国の新水道ビジョンでの考えを踏まえ、水道料金制度における課題について確認していただきました。

【第16次審議会の答申抜粋】

2 水道料金制度全体のあり方について

第15次審議会においては、水道料金体系（水量料金における逡増型料金制度のあり方等）だけではなく、水道料金制度全体のあり方について、段階を踏んで長期的に見直しをしていくことが重要であり、今後設置される審議会において、引き続き検討していく必要があるとの答申がなされた。

本市の料金体系は、基本料金と水量料金から構成される二部料金制となっており、基本料金については、水道の使用の有無にかかわらず各使用者の水道メーターの口径の大きさによって決められた一定額を課す「口径別料金制度」を、また、水量料金については、使用水量が増加するほど料金単価が段階的に高くなる「逡増型料金制度」を採用している。

この料金体系は、昭和47年に導入されたものであるが、本市の水需要の動向をみると右肩上がりに伸びてきた状況が、給水人口の減少や節水意識の浸透、景気の低迷などの影響から平成6年度をピークとして減少傾向に転じ、震災の影響を受けた平成23年度以降横ばい傾向が続いているものの、今後は人口減少等に伴い再び減少傾向に転じるものと推測される。（資料4-1）

このような中、国においては人口減少等により水需要が減少するなかで、高度経済成長期に整備された施設が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇してきていることや、水道管路の耐震適合率が4割に満たず耐震化が進んでいないこと、また多くの水道事業者が小規模で職員数も少なく経営基盤が脆弱で計画的な更新のための備えが不足していることなどの全国的な課題を抱えていることから、平成30年12月、水道事業の基盤強化を図るため水道法の改正を行ったところである。（資料3）

主な改正内容は次のとおり。

- 関係者の責務の明確化
- 広域連携の推進
- 適切な資産管理の推進
- 官民連携の推進
- 指定給水装置工事事業者制度の改善

このような改正も念頭に、水道事業の経営基盤の強化を図り安定的な事業運営を確保するためには、人口減少による影響を受けにくい料金体系とすることが重要であることから、今後の水道料金制度全体のあり方について検討を行ってきた。

(1) 基本料金と水量料金の割合について

本市の水道料金は、基本料金と水量料金によって構成されており、本来、基本料金は使用量にかかわらず、水道事業を行うために必要な固定的経費を回収するためのものであり、また、水量料金は、使用量に応じて発生する変動的経費を回収するためのものである。

しかし、固定的経費である需要家費と固定費を全額基本料金に配分すると基本料金と水量料金の比率が概ね9対1となり、最も安定的な料金体系となる一方で、多量利用者の使用抑止効果が薄れるほか、生活用水として使用している一般家庭には許容度を超えた影響が出ることを考えられる。

このことから、本市においては、料金原価の9割程度を占める固定的経費の配分を水道料金算定要領の配分方法に基づき配分することで、基本料金と水量料金の比率を概ね3対7としているが、人口減少等による水需要が減少していく中においても安定的で健全な事業運営を確保していくためには、水需要の増減に影響を受けにくい料金体系としていく必要がある。

国の「新水道ビジョン」においては、基本料金の構成比が高いと、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなるが、少量利用者の負担が重くなるといったデメリットがある。一方で、従量料金（水量料金）の構成比が高いと、有収水量の減少が料金の値上げに直結する。そのため、今後の料金体系については、水需要の増減に影響されにくい体系として、利用者への影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要であると指摘されている。

本市においても、国の考え方を基本としながら、経営基盤を強化するためには、基本料金と水量料金の割合を見直していくことが重要であるが、利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要である。（資料5）

このことから、今後は収入を安定的に確保するための方策として、基本料金の割合を高めていくことが必要であることを確認した。

(2) 逡増型料金制度について

現在、本市の水量料金は5段階制となっており、第1段階の料金単価が1㎡当たり75円、第5段階の料金単価が237円（消費税抜き）で、生活用水の低額化分（低単価部分）を大口使用者（高単価部分）が負担するしくみで、その格差は3.16倍となっている。

このような逡増型料金制度は、水道施設の建設拡張に伴う費用等の負担を大口使用者に求めつつ生活用水へ配慮したものである。

しかしながら、近年は大口使用者の節水の浸透、工業用水等への切替え等により水需要は横ばいないし減少傾向で推移し、水需給状況が緩和してきているなど、逡増型料金制度が採用されてきた当時とは大きく環境が変化してきている。特に、段階別水量では、第3段階から第5段階の高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという水需要の構造の変化がみられ、水需要の減少以上の速さで水量料金収入が減少しており、固定的経費部分の回収が困難となり経営の安定性が損なわれるおそれがある。（資料4-2、4-3）

国の「新水道ビジョン」においても、従量料金の構成比が高く、かつ逡増型の料金体系は、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定的経費部分の料金回収もできなくなるおそれがあるため固定的経費部分の回収を意識した料金体系への変更や従量料金

単価の適正化は結果として大口利用者の地下水等への切り替え抑止にも効果が期待でき、経営的観点からの対応にもなると謳われている。(資料5)

本市においても、こうした国の考え方を基本としながら、利用者間の負担の公平性を高めるためにも、また大口使用者の需要を促すためにも、今後は逡増型料金制度を見直していく必要があることを確認した。

なお、料金制度の見直しは、利用者への影響が過大とならないように、現行の料金制度から利用者への影響の小さい範囲で徐々に行っていくことが重要である。

【新水道ビジョン（平成25年3月 厚生労働省健康局策定）抜粋】

7.3 新たな発想で取り組むべき方策

7.3.1 料金制度の最適化

① 逡増型料金制度の検証

- ・ 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- ・ 水需要減少傾向の現状にあつて、従来からの逡増性料金体系についても、緩やかな見直しを。
- ・ 地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。

水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占めているいわゆる装置産業です。単純に水量に伴い増減する動力費や薬品費などの純粋な変動費は収益的支出の5%程度でしかありません。しかしながら、料金制度を2部料金制として、収入の7割程を水量の増減で変動する従量料金で回収している事業がほとんどです。さらに、大量に使用する業務・営業用などの給水契約において、逡増型体系をとっているところも依然多い状況です。これら、従量側に偏った、かつ逡増型の料金体系は、水需要が右肩上がり得水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収も出来なくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系とは言い難い状況です。このため、社会環境の変化に伴い、経営の安定に向けた料金体系の見直しを検討する必要があります。

料金見直しの方向性として、固定費を基本料金で全て回収するのが最も安定的な料金徴収方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合と同等とすると水需要の増減に収入が影響されない体系となります。しかし、収益的支出の95%を基本料金で回収する事になり、現行の料金制度からの急激な変更は利用者の許容度を越えた影響がでると考えられ、現行の料金制度から利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要です。

また、固定費を意識した料金体系の変更は従量料金単価の適正化を促し、結果として、近年増加している企業の地下水源への切り替えへの抑止にも効果を期待できることから、経営的観点からの対応にもなると考えられます。さらに、一般家庭向けには、水使用量が多い多子世帯の経済的負担を軽減する料金設定など多様な支援制度を取り入れた水需要の減少時代に即した新しい料金体系の導入検討が必要と考えます。

これからの水道事業には、逡増型からの脱却を見据え、新たな料金システムの導入に積極的に取り組み、アセットマネジメントを活用しつつ、将来の事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策が必要です。

【第18次審議会において確認していただいた本市水道料金制度における課題】

課題1 基本料金と水量料金（従量料金）の比率について

本市の水道料金体系については、口径別料金体系、基本料金と水量料金（従量料金）の二部料金制を採用し、その比率についてはおおむね3対7としているが、料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収できていない。

課題2 水量料金の逡増制について

水量料金の逡増制については、高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという構造の変化がみられ、水需要の減少以上の速さで収入が減少しており、固定的経費部分の回収が困難となっている。

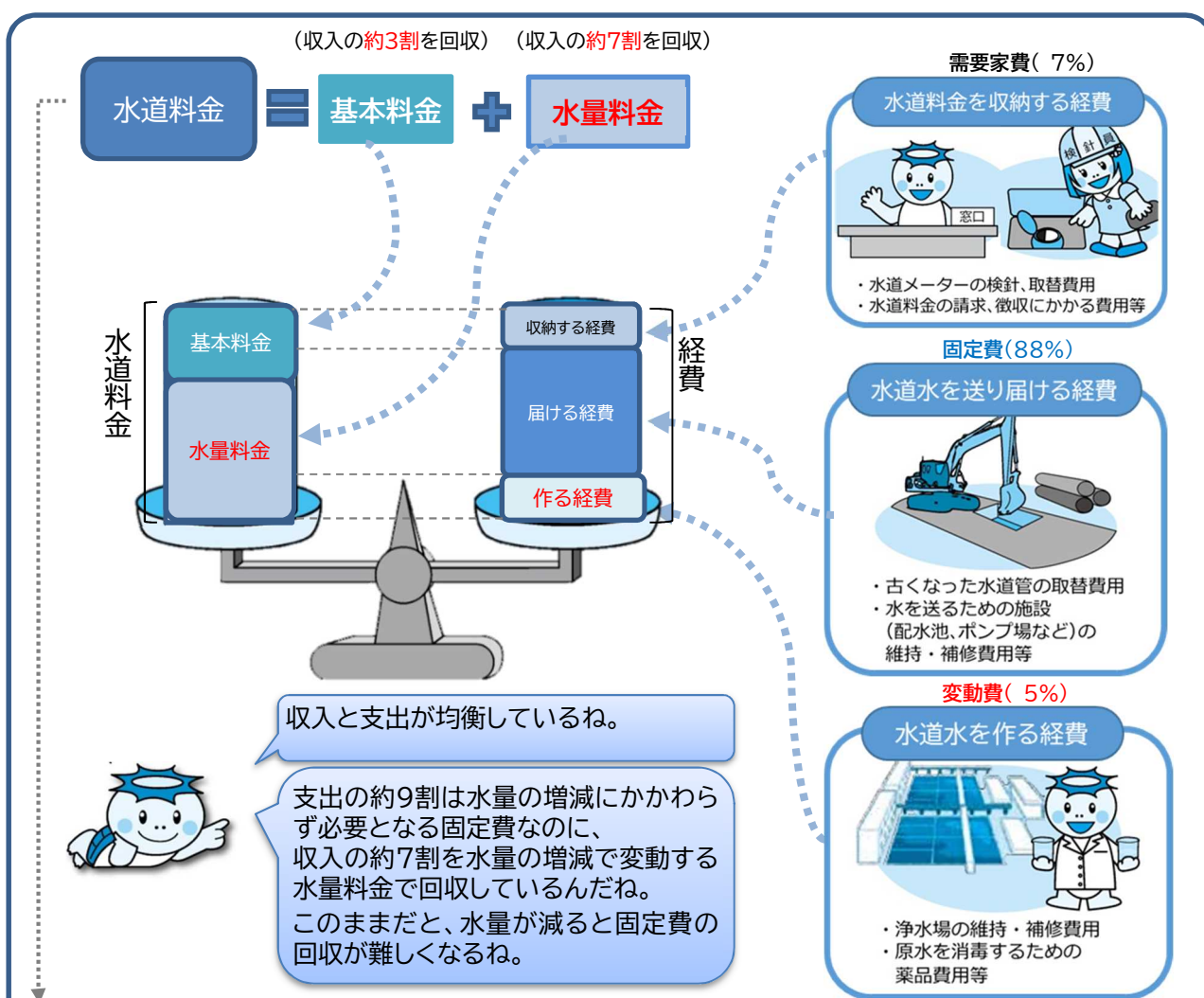
第19次審議会においては、第18次審議会でご確認いただいた課題やこれまでの審議会での検討経過も踏まえて、

- ①料金原価の9割程度を占める固定的経費をどのようにして回収していくか
 - ②逡増制について、どのようにしていくか
- など、水道料金体系のあり方について、審議していただくことを予定しています。

【課題1 基本料金と水量料金（従量料金）の比率についての参考資料】

水道料金設定の考え方

- ・水道事業は、「独立採算制」の原則に基づき、水道料金を主な収入として経営することとされています。
- ・お客さまへ安全な水道水を安定してお届けするためには、様々な経費がかかりますので、水道料金は、これらの経費をまかなえるように設定されています。
- ・また、水道料金は、定額または定率により定められているものとされています。
- ・このため、本市の料金は、使用する水の量にかかわらずにいただく「基本料金」と、使用する水の量に応じていただく「水量料金」で構成しています。



本市の水道料金表（1か月につき）

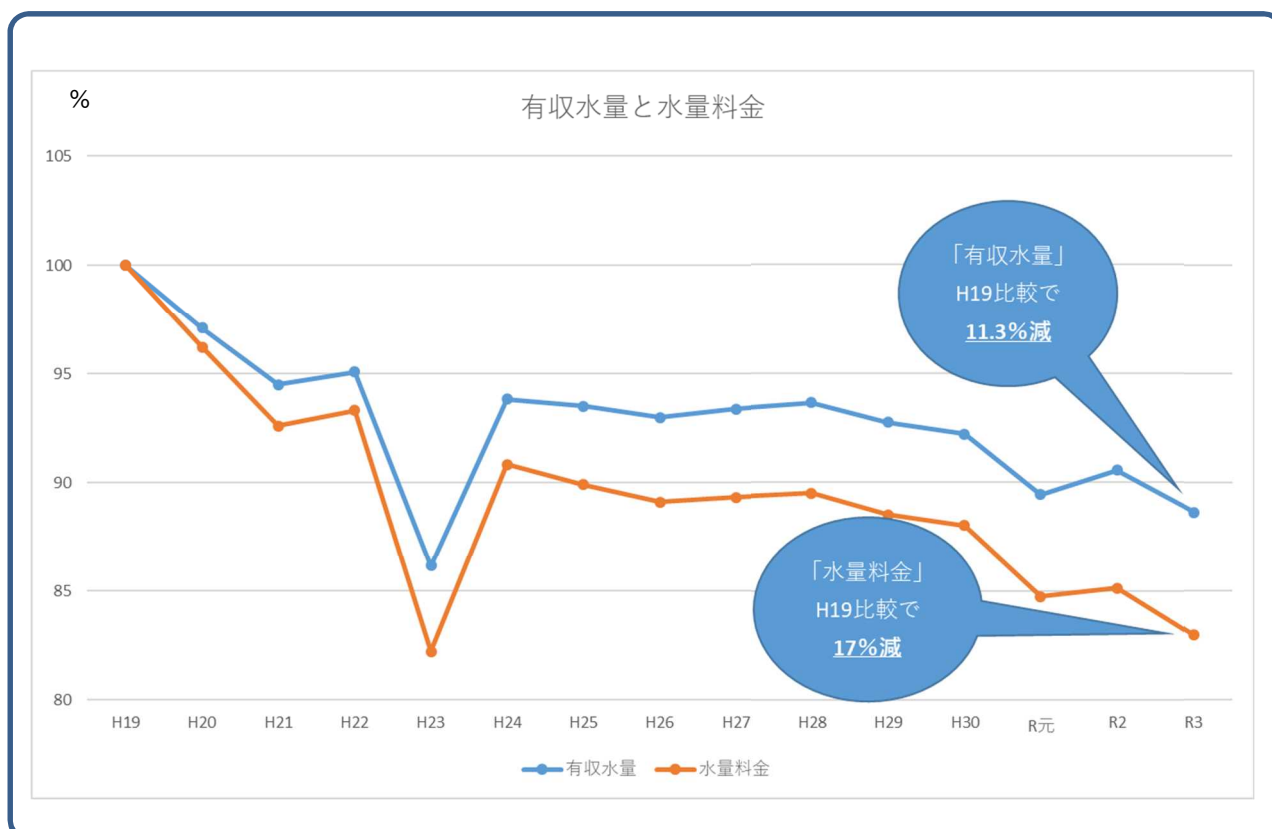
基本料金		水量料金（1㎡につき）		
口径	料金	区分	料金	
13mm	1,188.00	一般用	1㎡から 10㎡まで	82.50
20mm	2,376.00		11㎡から 20㎡まで	171.60
25mm	4,400.00		21㎡から 50㎡まで	213.40
30mm	8,360.00		51㎡から100㎡まで	238.70
40mm	12,980.00		101㎡以上	260.70

水量料金は通増制：
たくさん使えば使うほど、料金単価は高くなる。

※ 基本料金のφ40mm以上についてはスペースの都合上省略。

【課題2 水量料金の逓増制についての参考資料】

水需要の減少割合以上に水量料金収入が減少している状況



有収水量よりも水量料金の方が
5.7%も落ち込んでいるね。

従量料金で収入の7割程を回収し、かつ逓増型となっている本市の料金体系は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要の減少が続く現状においては、需要減少割合以上に水量料金収入が減少していくという課題があります。

5 第19次審議会開催予定

開催回数	開催月	開催場所	審議内容
第1回	令和6年1月	局第1会議室	・ 委嘱状交付、諮問 ・ 審議会及び水道事業の概要について
第2回	令和6年3月	現 地	・ 水道施設視察
プレスタ ディミー ティング	令和6年5月	局第1会議室	・ 水道財政のしくみについて ・ 水みらいビジョン 2031 について
第3回	令和6年8月	局第1会議室	・ 水みらいビジョンの取組状況及び評価について ・ 経営効率化の取組について ・ 決算・財政計画の比較について
第4回	令和6年11月	局第1会議室	・ 講演（今後の水道事業経営について）
第5回	令和7年1月	局第1会議室	・ 水道料金のしくみについて ・ 水道料金体系のあり方について①
第6回	令和7年3月	局第1会議室	・ 水道料金体系のあり方について②
予備	令和7年5月	—	—
第7回	令和7年8月	局第1会議室	・ 水みらいビジョンの取組状況及び評価について ・ 経営効率化の取組について ・ 決算・財政計画の比較について
第8回	令和7年10月	局第1会議室	・ 答申案の審議・決定について
答申	令和7年12月	未定	・ (答申)

6 第19次審議会委員名簿（15名）

（五十音順・敬称略）

いしやま のりお 石山 伯夫	株式会社マルチグループホールディングス 管理本部 常務取締役本部長
いまい しげる 今井 滋	公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員
かつらぎ ひろのり 葛城 博徳	連合福島いわき地区連合会 副議長
かとうの きょうこ 上遠野 恭子	いわき市健康推進員協議会 会長
かねた はるよし 金田 晴美	公募
かわい しん 河合 伸	東日本国際大学 経済経営学部 経済経営学部長 教授
きむら ちはる 木村 千春	いわき男女共生連絡協議会 理事
くさの みつひろ 草野 充宏	いわき地区商工会連絡協議会 副会長
くまだ てつや 熊田 哲也	公益社団法人いわき青年会議所 副理事長
こばやし まさよし 小林 正喜	公募
さいとう ちよこ 齊藤 千代子	いわき商工会議所女性会 監事
すずき たまえ 鈴木 玉江	いわき市地域婦人会連絡協議会 会計
はらだ まさみつ 原田 正光	福島工業高等専門学校 都市システム工学科 特任教授
ほし たかゆき 星 隆之	アルプスアルパイン株式会社 総務部 いわき総務2課／小名浜 総務課 課長
やなぎさわ しん 柳澤 晋	公認会計士

※ 委員の任期 令和6年1月20日～令和8年1月19日

未来に引き継ぐ いわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～

